

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 日米沖縄返還交渉/国会提出資料（第067回）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43674

(3) 对策片

○

○

○

○

対策片

0 衆、沖特(子)
1 去十年松江一日内閣の首相発言
2 琉球五法院の本工復帰決議
3 プライス調査団報告の全文(和文) 資料整理済
4 沖縄関係と法策の政令要綱(法策別)
5 各省別の沖縄への出先支機関の配置計画、 事業内容、人員の計画
6 所有者不明土地の現状
7 沖縄用器の税構
8 本工企業の本工への進出状況
9 ドル・ショック対策として政府がとつた 沖縄に対する緊急措置の実施状況
10 最近三年間の月別の沖縄の物価指数 (総合及び主要品目別)
11 最近三年間の月別の本工からの沖縄への 輸出品の数量、価格
12 10月9日の通貨証明の条件と、対象外の法人の 通貨、預金等の推定額
13 工業用水用器利用計画
14 沖縄に技術援助契約を締結している 外国人投資家の件名、契約条件

15 沖縄法人の株式、社債、債権を所持する 外国人投資家の件数、額
16 水資源用器計画、利用計画
17 本年の沖縄の不労被害、台風被害の状況と これに対する本工政府の撥即措置
0 衆、協沖(共)
1 沖縄県各市町村別の所有者不明土地、 非細分土地、黙認耕作地の地目別面積と 現在の使用状況
2 沖縄振興用器金融公庫法策に関し、 ① 琉球用器金融公庫、大衆金融公庫、琉球政府の 産業用器資金融通特別会計、造船船建造資金融通 特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業 資金融通特別会計、本土産米穀資金特別会計の 資金残高、負債、純資産の額(附則第四条2項) を示せ。
② 附則第五条2項に規定する「銀行その他 金融機関からの借入金に代りて政府に定めるものの 返済に必要とする資金」の総額、業種別及び

資本階級別の金額を示す。
③ 本文第四条第二項の追加出資の額 (昭和四十七年度分)。
④ 本文第二十六条の借入金の額 (昭和四十七年度分)。
⑤ 本文第二十七条 沖縄振興開発金融公庫 土地債券の発行額、条件、消化見込。
3. 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する 法律案に関して、
第五十二条に規定する各種のドル表示債権債務の 存在内容とそれらの総額 (政令で定める もの及び特約のあるものを含む)
4. 非琉球人の土地取得状況
5. 最近の土地売買状況 (土地買占め)
6. 沖縄開発庁の機構と職員数。
。 参 協特 (社)
1. 六九年松江一日内閣の首相発言
2. 琉球立法院の本土復帰決議。
。 参 協特 (共)
付✓

琉球政府文教局
琉球政府字料
集(10集の5)

米軍がはじめてである。公聴会の質疑を聞いての感想は。双方の考えにズレのあることはたしかだ。調査委員の立場は公平で親切だと思つた。政府の役人も大変よく話した。主席は質問に答えるとき困つてたが、論文は大変よくできていた。日本軍が土地を接収したときは、ゴタゴタが起らなかつたというが、実はこの意外に思つた。私は比島で三十三ヶ月も日本軍に拘留されたことがあるので、日本軍が親切にされたことは嬉しいことだ。
(情報発行部第四号「軍用地問題」をこう評した。)

○米軍政府下院軍事委員会特別分科委員会報告書

一九五五年十月十四日より十一月二十三日までの調査に基く。軍事委員会使用のために発行する。

民を不安に落しおいてるだけでなく、非常に憤激させた。これは沖和人蔑視の現れというものもあり占領状態にあるからとの意見もある。これについて切土の意見は。答、むずかしい問題だ。多くの兵隊のいる場所には不愉快な事件が起る。米軍は他國の兵隊より悪くはない。だが、犯罪を犯した兵隊の処分を公表しないのは間違つて居る。問、農民の声を聞いたというがどう感じたか。答、二人の百姓さんの話を聞いて大変同情した。農民の生活については桑江さんのような人からも説明してもらつた。農民の意見と経験は大切だ。問、いままであなたの所属している団体が、海外における問題でこうしてアクションをとつたことがあるか。答、沖組がはじめてである。

米軍政府印刷所
ワシントン 一九五六年
本文は好意による翻訳文である。若し矛盾或いは不明瞭な部分がある場合には、英語での原文が優勢するものである。
序文
米軍政府下院
軍事委員会
ワシントン・D・C
当報告書は特別分科委員会による世界各所に於ける機関及び軍基地調査に基いて軍事委員会に提出された。
カール・グライソン委員長
米軍政府下院
軍事委員会
ワシントン・D・C
一九五五年十月十四日より十一月二十三日の期間中、特別分科委員会による海外における各機関及び軍基地調査に基く報告書を軍事委員会に提出致します。
メルヴィン・ブライス
特別分科委員長

分科委員会の報告
一九五五年七月二十六日米下院軍事委員会の委員長はメルヴィン・ブライスを委員長とする特別分科委員会を任命して世界各地に於ける我が軍施設や駐在使節団を調査する事を命じた。そして当委員会の第一使命は沖組に於ける土地問題を検討することである。ワシントン軍事委員長はその特別分科委員として五日に琉球列島の最北端に位置するあまみ大島が返還された。そのとき國務長官は聲明を發表して次の様に述べている。「米軍政府は極東に脅威と緊張状態が存在する限り、米軍政府がこれらの諸島に於ける権利を行使し続けることはアシア及び世界に於ける自由諸國の平和と安全の爲の論議を成功させる爲に必要だと信じて居る。したがつて米軍は今後もこれらの諸島を管理して存続する意図である云々」と。

調査団の視察中に同分科委員会に提出されている。またの資料のうちには機密に値するものも多くあり、而してこの報告に合入できないものもある。その機密資料は同委員会の機密書類として保管されており、何時でも軍事委員会各員の検分に供されている。沖組での土地占有及び収用に就て米軍が直面している複雑且つ多種多様な問題をはつきり理解する爲には一九四五年即ち米軍が日本から分別した当時の米國の沖組占領歴史を或程度正しく理解する必要がある。これと関連して沖組を最大とする琉球の最近の政治歴史についての知識をもつ必要がある。琉球列島は日本の南西、台湾、フィリッピン、東北小笠原諸島の西方に位置する。これら一連の列島は七百七十五哩の長さになり、四百四十の島からなつて居る。主な島沖組はサンフランシスコから約六千哩、東京から八百五十哩離れた所に位置する。同島には東支那海に那覇港と、太平洋側のホイットビーチ港の二主要港を有する。同島の南端から北端までの長さが六十七哩で三哩から十哩の中をもつて伸びている。同島の三分の二は二百五十フィートほどの高さの山の凸凹の地形

12.3 対策庁の入手(象・沖特に既に提出済)

からなつて居る。南部沖組は低い谷となめらかな丘からなつて居る。比較的凹凸が少ない。琉球列島には約八十万の住民が住んでいてその中約六十七万五千の住民が沖組本島とその近くの小さな島に居る。一八五三年ペリ提督の率いる米一行が沖組の那覇港に初めて到着した。事実ペリ提督は日本海軍の石炭供給所として那覇に土地を購入したが米との開港に成功した結果琉球の重要性が現著されるに至つた。同島は一九七九年日本の一県になつた。
米軍政府と民政政府
沖組は一九四五年三月迄日本の一県であつたが行政目的の爲に連合軍最高司令官によつて日本の最南端の南緯北緯三十度の線に決められた(その後北緯二十九度)その線は琉球列島とあまみ大島の北に位置している。日本の降伏に続く初期の間は米軍海軍が琉球列島に於ける軍政府の責任を負つて居たが、一九四六年にその責任を陸軍に移された。琉球軍政府は一九五〇年十月迄存続したが、その後同政府の全運籌機能はマツカーサー元帥を長官とし、ライカム司令官を副長官とし、一人の民政官を持つ琉球列島民政政府に移管された。米國の琉球列島統治権は当初は陸軍法廷に基いて居たが、一九五二年四月二十八日以後は日本の平和条約が批准されたので同地域に於ける米國の権限は同家約第三条によつて設定された。第三条は次の如く規定して居る。即ち「日本國は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)を、
そう婦岩の南の南方諸島(小笠原諸島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖之島及び南鳥島を合衆國唯一の施政権者とする合衆國のいかなる提案にも同意することのない提案が行われ、且可決されるまで合衆國は領土を含むこれらの諸島の領土及び住民に対して、行政、立法、及び司法上の権力全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」一九五三年十月十日

五日に琉球列島の最北端に位置するあまみ大島が返還された。そのとき國務長官は聲明を發表して次の様に述べて居る。「米軍政府は極東に脅威と緊張状態が存在する限り、米軍政府がこれらの諸島に於ける権利を行使し続けることはアシア及び世界に於ける自由諸國の平和と安全の爲の論議を成功させる爲に必要だと信じて居る。したがつて米軍は今後もこれらの諸島を管理して存続する意図である云々」と。

大統領の決定により、琉球列島の行政責任者は國防長官であり、國防長官はその権限の遂行を陸軍省に委任した。琉球列島の行政を導く政策及び手続法は一九五四年八月二日に大統領により認可された琉球列島米國政府(USCAR)への指令書にのべられて居る。米國琉球政府(USCAR)は、琉球列島に於ける米國の行政機関である。それは民政官の下に八局と二つのチームから構成されている。民政政府の各局は琉球政府の各局と連絡し、その計画の進行を助けている。琉球政府にはその能力に応じて最大限度の自治が与えられていて、時日の経つにつれてより大きな権限が賦与されて居る。琉球政府は、行政、立法、並びに司法の機能を發して一九五二年四月一日正式に設立された。それは四群島政府の統合の結果として、一九五一年四月一日に設立された臨時中央政府から発展したものである。行政を代表する行政主席は琉球列島民政長官によつて任命されたものである。しかし立法院は住民投票によつて選出されたもので、独立した司法部のメンバーは行政主席によつて任命されている。

12.3 対策庁の入手(象・沖特に既に提出済)

軍	部	必要とする土地面積	費用	人員	数
海軍(海兵隊を含む)	一〇、二八二、一〇一	七、五四七、〇〇〇	一四、六〇〇	名	
空軍	二、八三三、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	一九、二五九	名	
陸軍	一九、六六二、〇〇〇	一〇、三三四、〇〇〇	一〇、八八七	名	

移住費用に対する五百七十万ドルは合計三千五十万ドルの数字に含まれている。五百七十万ドルは次の様に支出される。仮置される神組人を三百哩離れた他の島へ移動させ、同島に於ける彼等に対する部落建設費として二百七十万ドル、それに加えて三百万ドルは海兵隊が要求を提案している二万二千エーカーに現在住んでいる一、二〇〇世帯程度の家族を転置させる費用、最初の計画では海兵隊が現在保有している四万エーカーの内七千エーカーを利用し、且つ追加一萬二千エーカーで合計一萬九千エーカーを必要とする事を企てた。その上、海兵隊は神組の北部地方において預習目的のため多大なエーカー数を利用する。この後者の土地は大部分旧日本公共有地であり、その使用に対して弁償は必要でもなく、又その使用のため住民を實際に転置する必要もない。乍ら後でこの報告書に論議される他の経済的影響がある。

年間地代は手に入れた土地の土地価格(フィバリー)の六パーセントの割に定められた。そしてこの評価は一九五二年四月二十八日現在で陸軍エンジニア隊によつて決定された。しかし土地所有者は提案された支払率は不十分であるとしてこれに基いては借用契約を結ぶ事に不意である。一九五三年十二月五日発行の民政政府報告第二十六号に於いて土地は現在暗黙の賃貸契約によつて保有されている。

地代は各土地所有者の名前で琉球政府に預金されている。土地所有者は高き地代を訴える権利を侵害せずには預金額の七五パーセントを受取る事が出来る。米園土地収用委員会はかかる訴えを裁定するため設立された。この委員会はこの地区に於ける司令官である琉球列島の民政副長官によつて任命された。委員会は二人の将校と一人の軍医(シビリアン)によつて構成されている。土地所有者は訴える手段を選ぶに異議がなかつた。委員会で訴願についての聴取会を

持つてきたが、下院議案第五七〇〇号の審議中に委員が得た証言の日付現在では判決は二つとして与えられていない。陸軍の提案下では同じ方法が長期地役権の獲得に於いて使われる。

伝統的農業経済

神組は伝統的農業経済を主としてきている。そのため土地は最も貴重な所有物である。五人家族ではたつた十分の八エーカーの所有で生計を営むことが出来る。神組には二十九万エーカーあり、その中八万エーカーが農耕地である。一平方哩につき、千二百七十人の人口密度をそれにしてインドでは二八一人、比島一七八人、支那二二三人及びブラジルでは十六人である。神組古来の農業経済に対する異常な土地の重要性をもつと指摘するために次の事を只単に考えてみる必要がある。即ち米園に於いては三百万平方哩程の土地で約一億六千万人が住んでいるが、それは一平方哩につき五十四名である。故に若し琉球の人口状態が米園にあるとすれば米園の人口は現在の一億六千万人の代りに二兆七億七千万人である。

目下軍が使用している四万エーカーの内一萬六千エーカー位の農耕地は神組に於ける全農耕地の二十パーセントを占めている。米園の軍有地によつて要求される一萬二千エーカーの内約三千エーカーも、又農耕地である。転置された土地所有者は自分の十分の八エーカーに對して年間平均地代として(一九五二年の所有土地価格に基いて)二十弗以下を受取る。この事が彼ら自身を置き直す資金を供給しない事は明白である。且つ又以前彼自身や家族の者に最少限度ではあつたけれども生活を続けてゆく手段としてのこの土地使用が出来なくなつた事に対して充分な補償としてこの事を認めるのも出来ない。

陸軍計画

軍としては此の問題の公正な解決に対し、二つの方法を示唆する。先ず第一の方法として米園は米軍の必要とする土地の長期財産権を獲得する。即ちその計画は土地所有権放棄をもつことができる。ここで吾々が原子兵器を貯蔵するために使用する権利に對して何ら外国政府の制約を受けることはできないのである。

案に對する琉球人の強力な伝統に照らして土地の長期地役権を獲得、長期地役権獲得の際の時機に基づく地主への一括払いを以て米軍の必要とする限りその土地の全面的な使用を認める。

神組側の計画

一方神組人によつて願望された補償方法と定期は何をもととして算定の基準にしているかである。それは一括払い及び長期地役権或いは長期所有権を真向から反對している。神組人は米園が土地を必要とする限り現在の土地評価の約七倍にのぼる貸賃料の毎年払いの継続を提案している。彼等の要求は神組人が賃賃料として家族の労働に對し何らの控除額をも含まないで土地が生産する生産評価の百パーセントを獲得すべきであるとの理論に基いている。

更に又神組人は生活損失の補償として移動した地主全部に對し同賃賃料の五ヶ年分同等額の一括払いを要求している。ワシントンの委員会及び神組に於ける分科委員会の邸政会にて立証するところによる神組人の提案した方法による所の四万エーカーに對する支払(八百二十〇

六万三千七百八十八ドルの年々賃賃料と更に土地及び財産の減失に對して起つた請求及び土地収用の結果起つた附帯的な支出と損失に對する支払いとして一千四百三十六万八千四百四十四ドルを求められているのである。同証言によるとこの数字は道路(ハイウェイ)の土地収用に對する支払いとして要求している四百九十三万七千七百九十三ドルも含まれている。

米園防衛の部一神組

同分科委員会は、前述の事情が土地問題自体についての理解に必要なあらゆる根本的事実の打出される事を望んでいる。然し乍ら土地問題の契には次の様な問題を惹起せしめる諸要素がある。即ち第一に何故米軍が神組に駐留しているかという事、第二に何年間駐屯するかという事である。我が琉球に駐屯している理由は(一)戦争による勝利、(二)対日平和条約、(三)平和条約とその附随する取決めに關する米園政府の政策等の為である。更に又次の様な特別な軍事的目的にもよる。

米園の神組駐屯の理由

我が米軍が神組に駐屯している理由はそれが我々の世界的防衛に實質的役割を演じているからである。他の世界各地に於ける如く、日本、フィリピン、西園に於ても米園の基地保有の問題は親善的統治の存続に依存している。琉球列島に於ては吾々が政治的支配権をもつており、また同島には協約の國家主義運動がないので、吾々は長期にわたつて極東太平洋地域(神組)地

を置かれた土地所有者の問題がもつと重大な経済的・政治的割合を来たしてはいない理由は次の二つの適切な要因によるものである。最初に土地所有者は主として一九四五五年戦争行為に依つて転置された彼等の多くの者は軍施設建設中に、にわかには驚いた建設工事に仕事を免つた。又は米園軍隊の仕事に就いた。次に土地所有者の三分の二が彼等の土地(賤賃賃賃契約によつて米園に保有されている)を総合土地計画(マスタープラン)の完全使用が必要とされるまではそこで農耕を継続する事を許されている。

今日急激な人口増加があり、米園に使用されている広大な地域は、この人口増加に倍加して本質的に神組の根本的経済問題を悪化させている。此の重大な激増する人口過剰の問題と関連して米園の現地経済からの土地接収は琉球の農地経済の従来の欠陥を動員して来たもので同時に琉球住民の他の統治形態への転換を促して来た。

米園が日本から軍隊を引き揚げる場合、軍事基地として神組を保持することは平時にあつても益々重要になつてくる。戦争が起つた時は神組は現在以上に戦略的に重要になつてくる。日本海、黄海を制し又極東地域のソ連基地の脱出口を封じるに神組は理想的といつてよいほどに地の利を得ている。又若し台湾と中共の間に戦争が起る時は神組は強力な援護基地となる。更に太平洋戦争が起り戦況が急になつてもこの島のように容易に敵を防ぎ且つ容易に維持出来る島は太平洋諸島の中でも少ない。朝鮮事変の時神組は偵察機雷作戦に参加した陸海軍機の基地として使用された。

を与える適当な(資金の)管理を施行出来る筈だと思
う。例えは一括に支払われる金は政府資金の中に供託
し、そしてその供託者に年払いを行うに充分な利じゆ
んをあげるべし、土地開発や種々の商工業や他の同
様な経済的利益をもち、事業に使われる事が出来る
る。又その(供託金)は地主が新しい土地を手に入れ
る為に使つか健全なる投資に使つか或は南部諸島や外
國に移住するために(適宜)全部又はその一部を引
出す事が出来るように規定が設けられるべきである。
以上述べた事はその責任を負わされた琉球政府によ
つて適当な機関を設けて買入様に期待した上での事
である。

沖縄における公聴会に対する批判

沖縄に於いて公聴会が持たれて以来軍事委員会問題
の検討を促してきたのであるがその検討の過程に於
いて委員会はその公聴会に対する沖縄の新聞の論調に
氣附くようになった。
当分科委員会は沖縄に於ける新聞の論調が分科委員
会の証人と立つた沖縄人に依つて提出された資料
や証言の不確に不満の意をもち、その見解を露い
た次第である。

第一、これ等の証人達が米國議会の分科委員会が事
実の探求に際して採用する審議の方式に対する知識の
持ちあわせのない事はよくわかる筈である。
分科委員会の証人に対する徹底的な細問を尋ねる様な質
問察りとその趣向を知らぬ事実の探求及び土地問題
にまつた凡ての事情を究明せんとする態度は土地の
人々に分科委員会が彼等住民の問題に対して同情的
でないやうな感じを与えたいものらしい。処がこれ程事実
と相反する見解は他にないものである。

分科委員会としては長距離の旅をし、沖縄に公聴会
を開く事に依つて一種の先例を造つた事は承知してい
るのである。で委員会としては問題の真相を究明、そ
れに対する解決策を打ち立てるには沖縄に赴いたこと
は必要と感じていたのである。したがつて分科委員
会は土地問題をあらゆる方面から検討する決意を固め
ていたのである。
分科委員会は常に土地を失つた地主や米軍の進駐に
よつて不利な立場に置かれている琉球住民に対して極
めて同情的であつたし、只今も此の態度に変わりはない
のである。
沖縄側の証言に失望したと云ふ該報道は不当であ
ると分科委員会は述べている。勿論質問に対する答
中には委員が充分納得し得ないものがあつた事は確か
であるが、かかる場面はワシントンで行われる公聴会
において証人が委員会の進行と質疑面を十二分に通じ
ている場合でさえも往々にして同じような結果が生ず
るのである。
中にも困難に面した点一それ別にそれ程重大では
ないが一は証言のほとんどは証言台で通訳されなけれ
ばならぬ事実からでも容易に了解出来るものである。
分科委員会の見解については全体的に於いて証人等
の態度は立派であり賞賛すべきであつた。然しそれよ
うなワシントンと沖縄に於ける証言、分科委員会の現地視
察、更に各市町村に於ける市町村住民との話し合い等
から調査問は調査に来島した問題に対して充分な見解を
まとめ得たと同時に、当分科委員会はそのワシントン
と沖縄における公聴会に依り我が軍の直面している諸
問題をも了解し得たのである。
それ故かのような事とも云えるのである。即ち関係者
が皆分科委員会の到達した結論に賛成せず更に其の結
論に基いて提案される勧告にも同意しない事は決して
想像されないとしても充分に了解し得なかつた為であ
つたと云ふことはあり得ないと思はれるのである。

権利の行使

本質的には不動産問題に対する権利の行使について
である。この問題を研究して適当な勧告をその筋に発せら
れんことを勧告するものである。
分科委員会の勧告書

分科委員会は不動産の評価において行政の正当な
額額を授けようとする意図はない。然しながら前
述したように分科委員会は琉球における農耕地に關す
る限り、比較法をとり、非現実的な事である
と思つては他に比べるべきは何か分科委員会の
意見では農耕地に最も適した土地の価値を決めるため
に當つて米國に現在の農業生産と現在沖縄で使用され
ている同様な土地に關しての収入資料に優先する考慮を
払うべきである。

若し沖縄の土地所有者に相応な補償がなされ、また
米國が金貨を沖縄において果すものとすれば財産か
ら得られる将来の収益を現在の価値で見た場合これは
確かに沖縄において考へるべき事柄である。当分科委
員会はまた無期限に必要と知られているこれら財産な
どに得られる権利は絶対所有権(Full Title)ま
たは現行法規若しくは現行法規の修正の下に得られる
かかる最高の権利であること。絶対所有権(Full Title)または絶対所有権(Full Title)に近似
する権利が得られる際は、本報告書の別項に制定され
た評価方法に基き、財産の公平な全額が支払われる
べきである。

分科委員会としてはこれは唯一の方法でこれに依つ
て土地所有者は自活するに、充分な金額を貰い、他に
(多分琉球内の他の地域に)移動するに充分な金額を受
け取ることが出来るのであり、或いは彼は其の金額で
自己の生活費を得る方式をうまく見出し乍ら食へて行
けるし、または数年間に始められた移民計画の継続に
おいて他の四に移住することも出来る。
この方法も地代の毎払いと云ふことは、他の事

れに対する解決策を打ち立てるには沖縄に赴いたこと
は必要と感じていたのである。したがつて分科委員
会は土地問題をあらゆる方面から検討する決意を固め
ていたのである。
分科委員会は常に土地を失つた地主や米軍の進駐に
よつて不利な立場に置かれている琉球住民に対して極
めて同情的であつたし、只今も此の態度に変わりはない
のである。
沖縄側の証言に失望したと云ふ該報道は不当であ
ると分科委員会は述べている。勿論質問に対する答
中には委員が充分納得し得ないものがあつた事は確か
であるが、かかる場面はワシントンで行われる公聴会
において証人が委員会の進行と質疑面を十二分に通じ
ている場合でさえも往々にして同じような結果が生ず
るのである。
中にも困難に面した点一それ別にそれ程重大では
ないが一は証言のほとんどは証言台で通訳されなけれ
ばならぬ事実からでも容易に了解出来るものである。
分科委員会の見解については全体的に於いて証人等
の態度は立派であり賞賛すべきであつた。然しそれよ
うなワシントンと沖縄に於ける証言、分科委員会の現地視
察、更に各市町村に於ける市町村住民との話し合い等
から調査問は調査に来島した問題に対して充分な見解を
まとめ得たと同時に、当分科委員会はそのワシントン
と沖縄における公聴会に依り我が軍の直面している諸
問題をも了解し得たのである。
それ故かのような事とも云えるのである。即ち関係者
が皆分科委員会の到達した結論に賛成せず更に其の結
論に基いて提案される勧告にも同意しない事は決して
想像されないとしても充分に了解し得なかつた為であ
つたと云ふことはあり得ないと思はれるのである。

一般的考慮

如何に琉球の問題に同情的になつても簡単な不愉快
な事実を直面する云われている。即ち琉球における
我々の主要な使命は戦略的のものであり、最後の分析
における此の使命とそれから派生する軍事的必要性が
断つて優先する。年間土地租借料支払いの代りに
当分科委員会の勧告に依る長期地役権は当分科委員
会の意見としては琉球列島における米軍の駐屯期間を
表示する必要のないと解釈すべきでない。
我々は琉球人と同様に等しく同島の占有が必要でな
かつたらうかつたに思つてゐるのである。しかる
にそれが必要であることは否定出来ないし、此の報告
の中に含まれている勧告のすべてが此の事実に基づい
てゐるのである。此の点を支持する声明として引用出来
る最高の政策声明はアイゼンハワー大統領が一九五四

もめるが財産の再評価に支払われるべき地代に關し
て双方が同意し得なかつたので、軍に不正と紛争を持
続させるだけだつたといふことが指摘されている。沖
縄の土地所有者に対する一括払いの勧告も及ぼすと
憂慮され、それはいままで度々沖縄の証人によつて表
明されたが、そのほとんどこのことについてこの報告書で
述べる。評価方法に關して前述されたすべての参考意
見はただ農耕地のみ、關してのものであつた。この
島におけるアメリカの活動によつて生じた新しい経済
環境に一致した性格を有する商業用敷地及び他の所有
物の売買が沖縄では盛んである。これらの財産に關し
ては比較法は評価設定に良く適合したものであ
る。

その他の勧告事項

当分科委員会は希望の総合案として次に次の追加
勧告をなすものである。従つて当委員会は各項目に互
り陸軍省の各関係部門で秘密に調査研究して軍事委員
会に特別報告事項考慮として報告されん事を期待す
るのである。
一、返還可能な土地は耕作地たるものと否を問はず迅速
に返還されるべきである。しかし現に使用されてな
い土地の中には総合計画(Master Plan)に順
応した確然たる使用目的に充てられてゐる土地が含
まれてゐる事は認められてゐる。併し乍ら此等の土
地につけ加へる必要とされるだろうと申する可
能性に基づいて現在保有されてゐるかも知れない。
その他の土地がある事を委員会では懸念してゐる。
二、現在の管理下にある一万七千エーカーの農耕地の
中約六千エーカーは現在認可制度で沖縄人が農耕し
てゐることを委員会は承知してゐる。又この六千エ
ーカーの中三千エーカーは主として準備飛行場、ア
シテナ用地、モーター用地及び強襲集積所から

成つてゐるので無期限に農耕できると信するに、理由があると承知してゐる。沖組人によつて現在農耕されてゐるこれらの土地の使用は、成可く長く維持されるべきであり、且つその他の土地も与へる限り使用させるべきである。

三、此処に書かれた報告は沖組人自体及び特に琉球政府に対するものである。沖組本島の現在休ませてある土地で以前農耕地であつたものが少くとも一万二千エーカー（一部の見積りで二万七千エーカーもある）があると見積りされてゐる。こゝで云ふ土地は一つとしてマスタープラン（総合的計画）の土地ではない。此の土地の多くは他の生活手段、他の地にもつとも立派な農耕地を持ち、或は軍又は民間工業に仕事を待つ人々によつて所有されてゐると理解してゐる。こゝで云ふ土地は沖組人によつて現在農耕されてゐないかといふことについて沖組人はその理由を述べてゐるが、それは充分な裏付けとなると思はれない。琉球政府はアメリカ当局の報告に基いて政府代行機関を通じて阿千エーカーという農耕地可能な土地の調査によつて明らかになつた。此の調査は水利の便を図り開墾することによつてこれを収用された土地の改善をするようになつてゐる。

四、計画は未だ充分に進捗して居るようには見えないけれども分科委員会の知る所では空軍は沖組の百八十哩西南に位置する宮古島に飛行場を建設することに重大な考慮を払いつゝあつた。

分科委員会はこの島の上を低空で飛んだがその島は非常に耕作されてゐるのを見えた。当委員会はまたそこまでは土地がその人口に対して充分なといふ理由で宮古住民はいま石垣島と西表島へ移

動しつゝあることも知つてゐる。

この提案は最大の注意を払つて再検討すべきであるといふのはそれは規模は小さいけれど沖組で起つた問題よりずっと悪い問題を惹起するのではないと思はれるからである。

五、分科委員会は個人所有でない森林地域が全沖組の村経済にとつて新とが重要であることを知つて居た。演習及びその他の軍の活動が彼らのその地域使用を妨害したように思はれるがその理由はかつて彼らが幾日間かその森林地域に立入ることが出来なかつたからである。

六、耕作可能な農地等の開墾、開発、即ち耕作準備計画の着手より土地を取り上げられた沖組の地主には多大の援助がたえぬ土木工作の専門的知識並びに機械を利用する計画を着手遂行すべき、当分科委員会は考へる。

これに関連して分科委員会の他の二、三の報告の様に米國はその権力に基いて琉球住民の福祉と繁栄の増進のために全力を尽すとの國務長官の約束をして更に論議したいのである。

その後の決定
軍事分科委員会は二つの解決の問題をもつて沖組を引揚げた。その一つは海兵隊一箇師団（戦斗部隊を除いて）を沖組に進駐させるについての得失の問題であり、今一つは空軍による普通飛行場の使用とそ

行政、立法院、市町村長、市町村軍用地委員会連合会は四原則の貫徹を主として同月十五日その要求が容れられなければ全員その職を辞するとの決意を表明した。翌十六日、市町村長官に対し左の決意書を提出してブライス報告に対する反対の意を表明した。

決 意 書

琉球住民はブライス報告による一括払い並に新規接収に對しては絶対に承諾できない。これを阻止するためにもあらゆる手段を尽す事を決意してゐる。この問題に對する行政、立法院、市町村長及び軍用地連合会からなる四者協議会が最後の重大なる決意をせざるを得ない立場にある。米國が本案をあくまでも強行する方向とは逆の結果を招来するであらう。副長官はこの住民の重大なる決意を直ちに米國政府に伝えこれが事態収拾に最善の努力をなすべきである。

二、次いで同月十八日四原則貫徹のための斗争方針を四者協議会で採決したがこれは次の通りである。

- 一、我々は個々の利害を超越し、民族的意識にたつて土地を守り領土権を守るという正義にたつたの確信をもつて、何もかも恐れず勇敢に進行する。
- 一、われらは組織的團結をもつて秩序ある行動をする。
- 一、われらは落し者の汚名を著す者の絶無を期す。
- 一、われらは民族を守る固い決意で、世界の人が是認するであらう正義を武器とし一切の暴力的武器をとることを否定する。米國が万々一実力行使することをあつても、無抵抗の低抗をもつて力に對処する。
- 一、われらは米國の方針と斗つてゐるのであつて在籍個々の米人と斗つてゐるのではない。個人としての米人の人格人権はこれを十分尊重しなければならぬ。
- 一、われらは自主的に治安を維持し、いさゝかも社会

の結果についてであり更に海軍による与那原飛行場の拡充の問題であつた。

分科委員会は初回後、(1)(2)の問題について完備な程公聴会を催した結果、沖組に海兵師団の三分の二を進駐させることは軍事上の条件を満たす必要から適切であると認められた。これらの公聴会における審問の詳細や分科委員会の結論の根拠などは軍事上の機密に属するものであるため本報告書でとやかくいうべきものではない。

普天間飛行場は約一、八〇〇エーカーからなるもので現在空軍によつて補助的に使用されてゐるに過ぎないが将来は特定の計画に使用される筈である。与那原は海軍の飛行場で現在は使用されて居るが、この飛行場をその面積は約六三〇エーカーであるが、この飛行場を利用するには海軍側で相当の土地を新規接収しなければならぬ。この飛行場の使用計画は本分科委員会が公聴会に於いて精密に審問した事項に属するものであつた。本分科委員会は右両飛行場の使用の予定計画に對して異存をなさむものではないが、併し双方の相対する利害關係を系統的に研究する機報告するものである。

当委員会の立場は本件に関する限り鮮明を欠いて居る。その訳は双方の飛行場使用計画は未だ計画の段階を出て居ないからである。従つて今日予想を許さない多くの事情が此の双方の飛行場に関する計画を最後に決定する要素となるであらうからである。

摘 要

そこで大略としての分科委員会の報告は次の通りである。

- 一、無期限に必要と知られてゐる財産等に得られる権利は絶対所有権（フィ・タイトル）か、又は現行法の下か、又は現行法の修正下に得られるか、最高の権利であること。絶対所有権（フィ・タイトル）又は

を不安に陥れしめることをしてはならず、一切の犯罪を無くすることに努める。

- 一、われわれは上司たる責任者が欠けても、自治行政の機能は停止することなく、必要に応じて行政運営の妙を發揮し、住民の自治能力を示す。
- 一、われらは四原則貫徹のためには困難が伴ふことを覚悟するとともに、住民の運命を明くわれわれが近いことを確信して、当面の困難を克服していく。
- 三、更に同年六月二十三日沖組市町村協議会長の要望により、同会を四者協議会に加入させ、名称を五者協議会と改め、この斗争を継続してゐる。

ブライス報告に対する反論

第一、緒 論

米合衆国下院軍事委員会は、沖組における軍用地問題調査のためブライス議員を委員長とする特別分科委員会を現地に派遣した。同分科委員会は現地における調査の結果をブライス委員報告として、軍事委員会に報告し、同委員会は全員一致で同報告を採用した。われわれは、軍用地問題が、沖組住民の最重要問題であるとの認識の下に(1)適正地利、(2)地料の毎年払(3)新規接収反対、(4)損害の賠償という全住民の世論的支持を受けた四原則を最低の要求として掲げ本月までその解決を米國政府に訴へつづけた。

ブライス報告はわれわれの、この最低要求に對する米國議會の解答として全住民の期待と希望をかけていたものであつたが、その結果が全くわれわれの意に反したものとつたのは残念なことである。われわれは現地調査の労をいとわなかつたことを感謝するにやぶさかではなく、報告の内容で同情と理解に立脚してゐる点のあることを認めるのにもゆうちよするものではない。それにもかかわらず、われわれが大いなる不満をい

ブライス報告に對する動き
一、一九五六年六月九日、ブライス報告からブライス報告の摘要が発表された。これに、(四者協議会)

絶対所有権に近似する権利が得られる際は此の報告書の別項で制定された評価方法に基いて財産の公正な全額額が支払われるべきである。

二、農耕地の価値の評価に當つては主に農家の生産力に考慮を払ふ事。

三、商賈財産の評価には比較売却の処理方法を取る事。

四、土地は農耕可能及び非農耕可能地でも琉球経済に返還出来るものは凡べて早急に返す事。

五、琉球人によつて農耕されてゐる現在軍使用のこれらの土地はその慣例を維持し農耕可能のその他の土地もかゝる慣例にならうべきである事。

六、現在農耕されずに放置されてゐる軍管理下の沖組の土地が農耕の爲に使用される様に琉球政府はこゝでも積極的計画を樹立する事。

七、米軍に依る追加土地収用は最少限に留める事。

八、空軍省は宮古島に於ける飛行場建設に関する提案を再検討する事。

九、軍当局は部落民に沖組の森林を最高度使用する事を許可し、これは同情且つ協力を基として行われらるべきである事。

十、再開こゝ、又は耕作可能地の準備に携はる琉球人に對して米軍部隊はあらゆる限りの援助補助を与えるための計画に着手し、これを遂行する事。

十一、海軍と空軍では、社会、経済及び財政の各方面に亘る精密且つ詳細な考慮に基づき最後の決定により慎重且つ保守的な態度で与那原及び普天間の開発問題をとり上げる事。

十二、国防省は原子力利用による電力開発の可能性に對して分科委員会の提案に最も慎重な考慮を払ふ様報告する。